学校給食ニュース vol.70 05年3月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 http://www1.jca.apc.org/kyusyoku E-mail maki@jca.apc.org

全国集会報告 2005年学校給食全国集会報告(1)

2005年2月26日(土) 今年も、東京都千代田区の九 段会館にて学校給食全国集会を開催しました。

当日は、全国より調理員、栄養職員を中心に750人以上の参加者が集まり、例年以上の盛り上がりを見せました。

ご参集いただいた皆様、ありがとうございました。

事務局が予定していた参加者数を超えてしまい、一部の参加者には資料を当日お渡しすることができず、申し訳ありませんでした。

後日、資料をお送りさせていただきます。

集会は、主催者である四者共闘代表(自治労、日教組、日本消費者連盟、全国学校給食を考える会)からの挨拶と報告、主催団体としての基調提案を受け、講演、パネルディスカッションを行いました。また、文部科学省交渉の報告も行っています。

現在、三位一体改革、行財政改革の流れから、市場化テスト、指定管理者制度など「民にできることは民に」と、公共サービスの民間化がすすめられています。学校給食は1985年の合理化通知以来、センター化、パート化、民間委託化がすすめられており、市町村合併などのあおりもあって、学校給食の教育としての質の低下を招く合理化がますます加速しています。そこで、今回は、行財政改革が学校給食の運営方法にどのような影響を与えるのか、行財政の専門家に講演をいただきました。

経済的な合理化により、学校給食の教育としての幅

は狭まるなか、一方で、食育、食教育の大切さが議論され、食育基本法の提案なども行われています。2005年4月には、栄養教諭制度がスタートします。しかし、学校給食現場では、栄養教諭制度について、ほとんど情報が入っていません。もちろん、市民も、その言葉は聞いたことがあっても実際にどのような状況にあるのかを知る機会を持ちません。そこで、もうひとつの講演に、日教組栄養職員部から、栄養教諭制度の状況と、各自治体の取り組みについてまとめて報告をいただきました。

文部科学省交渉の概要は、学校給食ニュース2月号で報告した通りですが、文部科学省が学校給食や食教育について予算を含め力を入れていないこと。栄養教諭制度についても実態把握、導入の促進に向けた取り組みがあまりされていないことが明らかになり、引き続き、文部科学省とは交渉を続けていくことにしています。

午後のパネルディスカッションでは、これらをふまえ、 学校栄養職員が教員とともにとり〈んだ学校給食と食教 育の実例や調理員による学校給食の教育としての取り 組みの実例報告や民間委託化、合理化についての現状 や取り組みについてパネラーおよび会場からの報告を いただきました。

今回は、学校給食全国集会より、記念講演「学校給食と市場化テスト」「栄養教諭制度について」のふたつを報告します。集会の基調提案、パネルディスカッションは次号で報告します。

(都合により今回はレイアウトを通常とは異なる形式にしています。ご了承〈ださい)

学校給食と市場化テスト

飛田博史さん(地方自治総合研究所)

夏期学校給食学習会では学校給食と合併問題についてお話ししました。今回は、「学校給食と市場化テスト」とのタイトルでお話をします。

市場化テストと聞くと、「市場」という言葉に対して、アレルギーを覚えるところだと思います。ただし、今回は市場化テストの細かな制度よりもむしろ、地方の現状を踏まえ、市場化という視点から「公共」あるいは「公務労働」とは何かについて考えていきたいと思います。

市場化テスト、PFI、指定管理者制度など、さまざまな規制緩和、民間開放の流れがあります。この背景には、地方財政の状況があります。そこで、まず、財政の話をします。

現場で財政当局と交渉する際に、当局は、どこも地方にお金がないから、民営化、民間委託等をすすめると主張してきます。こうした主張に対し財政を理解していないと交渉には太刀打ちできません。そこで地方財政の現状を見てみましょう。

地方財政の状況

さて、地方財政の状況をみると、年々、規模が縮小していることがわかります。過去、右肩上がりの経済成長の中で、国も地方財政も財政を拡大してきました。特に平成に入って、バブル崩壊以降も景気対策向けに国の公共事業がふくらみ、これに付き合わされた地方財政もふくらみました。しかし、歳出の拡大に財源が追いつかなくなり、ここ数年見直しが図られています。

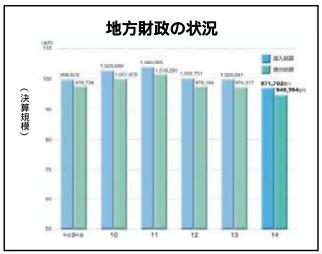
決算ベースでの地方の歳出状況を見てみると、平成11年以降、100兆円を超えていた財政が次第に縮減しています。平成14年(2002年)の決算では歳出で94兆円、歳入でも97兆円とピークから5.5兆円ぐらい縮減しています。

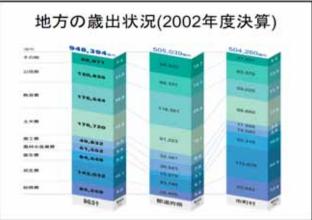
こうした財政規模の圧縮のなかで職員の皆さんは働いています。

地方の歳出状況

現在、どのような分野に財源が配分されているのかを示したのが2002年度決算における都道府県、市町村の歳出状況です。特徴として、都道府県、市町村とも「教育費」は大きな割合を占めており、都道府県で23.4%、市町村で17.6%となっております。都道府県では義務教育の教員の人件費を負担しているため、市町村に比べ高い割合を占めています。

(図出典:総務省「地方財政の状況平成16年度版」)





このほかの経費をみると、高齢者福祉や生活保護などの経費が計上される「民生費」の割合が高くなっています。特に 生活保護は近年の長期不況のなかでその経費がふくらみ、自治体財政を圧迫する原因となっています。また、過去の借 金の返済である「公債費」も一部の自治体をのぞいて、全般的には年々増加傾向にあります。

「民生費」や「公債費」がふくらむなかで、これに対応した歳入の伸びが期待できない。したがってお金がないということに なり、人件費をはじめとする各種経費の見直しを図らなければならないというのが地方財政の現状です。

市町村を月50万円の家計の支出に 例えると・・・

- ・食費や医療費などの生活費 16.0万円
- ・家の増築や自動車購入 10.4万円
- ローン返済 6.5万円
- ・その他の生活費 約17万円
- * 増築や生活費に含まれる教育費は6.5万円

ちなみに歳出についてわかりやすくするために、この50兆円を月50 万円の家計にたとえると、食費など一般生活費が16万円ぐらい。

公共事業関係にあたる家の増築や自動車購入が10.4万円。

ローンの返済が6.5万円。

その他生活費が約17万円。

増築や生活費に含まれている「教育費」は6.5万円となります。

ローンの返済がかさんでくると、余裕のあるお金で外食したいと思っ てもなかなかできないということになります。

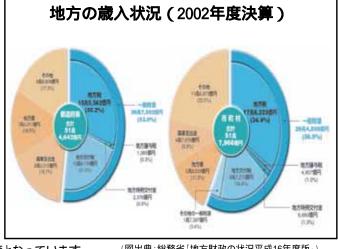
地方の歳入状況

次に歳入状況をみてみましょう。

住民の立場からすると、住民税などの税金を払って いるのだから行政サービスを充実させてほしいという感 覚にになりますが、実際には都道府県、市町村が「地方 税」でまかなっているのはそれぞれ約3割市町村で35 %程度、都道府県で30%程度です。

では、歳出総額をどのようにまかなっているのでしょう か。

主に3つの財源からまかなわれており、国から交付さ れる使い道が自由な「地方交付税」が17%程度。次に 使い道が決まっている財源である「国庫補助負担金」が 10%から15%。



(図出典:総務省「地方財政の状況平成16年度版」)

さらに地方の借金である「公債費」が11%から15%程度となっています。

地方財政全体でみると地方税の割合がそれほど高くないことがわかるでしょう。

市町村を月52万円の家計の収入に 例えると・・・

- 給料 17.8万円
- 親からの仕送り 13.5万円(うち使途限定4. 8万円 使途自由8.7万円)
- 借金 5.9万円
- その他の収入 14.8万円

歳出と同様に市町村の歳入を月52万円の家計収入にたとえてみ ます。

給料に例えられる地方税が17.8万円でちょっと心細いですね。

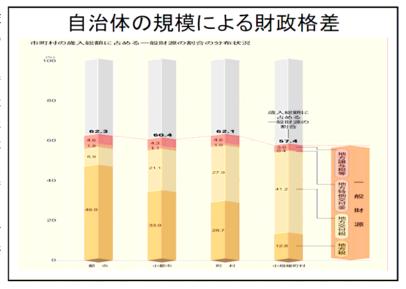
次に地方交付税や国庫補助負担金といった親からの仕送りが13. 5万円、借金が6万円弱、その他の収入で14.8万円となり、給料が少 ないなかその他の収入に頼りながらなんとか生活しているという印象 を受けます。

自治体の規模による財政格差

このように地方財政はさまざまな財源に依存していますが、自治体ごとにみると財政の 状況にはずいぶんと差があります。

例えば大都市では、50%近くが地方税でまかなえ、その分だけ国からの仕送りは少なくてすみます。しかし規模が小さくなるにしたがって地方税でまかなえる部分は少なくなり、小規模な自治体ではわずか10%にとどまり、職員の人件費もまかなえないのが現状です。

これだけの財政格差があるなかで、自治体ではそれぞれ行財政改革や市町村合併などを通じてその自立を迫られています。



(図出典:総務省「地方財政の状況平成16年度版」)

最近の地方財政の状況

最近の地方財政の状況を家計になぞらえて総括すると、このようになります。まず、毎年の給料(地方税等)が減っています。 その一方で公債費や生活保護に関する扶助費など、ローン返済と生活費がかさんでいます。

これをまかなうために今まで国は地方への仕送りをしてきましたが、国の税収も減少し、財政運営が厳しい状況で補助金や地方交付税の削減が行われています。

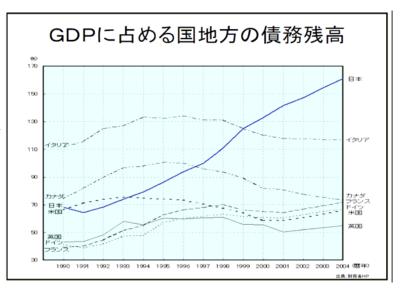
ただし、こうしたなかで近年、若干の景気が好転しつつあり、都市部では法人税収を中心に税収がもちなおしてきましたが、町村などでは依然として地方税、すなわち給料が増えず、地方全体としては勝ち組と負け組が明確になってきたというのが現状です。

最近の地方財政の状況

- ・ 不況で毎年の給料が減っている(地方税の減収)
- その一方でローンと生活費が増えた(公債費、 扶助費などの増)
- ・親からの仕送りが減った(補助金や地方交付税)(親も苦しい)
- 負け組、勝ち組が明確なってきた(大都市部 や豊かで地方は苦しい)

GDPに占める国地方の債務残高

ちなみにGDPに占める国地方の債務残高を国際的にみると、日本はお金がないので債務が累積しています。グラフにあるよう、英国、米国、イタリアなどと比べても抜きんでて赤字が増えています。これだけの赤字を抱えてしまうと、国、地方ともさらに厳しい行財政改革が避けられない状況にあります。



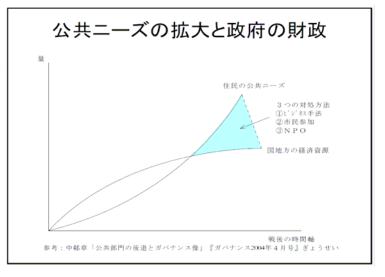
公共ニーズの拡大と政府の財政

以上のような地方財政の状況を踏まえつつ「公共」の問題を市場化テストをはじめとする行政改革のなからのなかでとらえていきたいと思います。

最近の行政サービスにおけるアウトソーシングの流れは単に財政が厳しいというだけでなく、「公共」の領域とその役割分担の多様化に起因しているということがいえます。

それを示したのが、このイメージ図です。

戦後これまで、経済発展の中で右肩上がりの 社会経済構造のなかで、公共のニーズが増えて きました。特に70年代以降福祉が充実してきまし た。財源も、経済発展とともに増えてきました。そ の時点では、政府がさまざまなサービスを提供す る余力があったのです。



しかし、最近、90年代を過ぎると、バブル経済の崩壊、オイルショック以来のマイナス成長が経常的となりました。つまり、 右肩上がりではない社会を迎えたなかで財政も減っていく傾向にあります。

その結果、私たちが追求する公共ニーズと経済資源の間にギャップを生じます。図表では当初は政府の経済資源が住民の公共ニーズを上回り、政府がこれを満たす余力があったことを表しており、近年は逆に住民の公共ニーズが上回る状況にきていることを示しています。

これギャップをどのように埋めるかが、今の公共ニーズにおける課題であり、行財政改革のさまざまな手法もこうした構造から求められるものです。

公共ニーズとの政府の財政能力のギャップを埋める手法

この具体的な方法としては3つの対処方法に整理することができます。

ひとつが、いわゆるビジネス手法です。公共サービスに経営のノウハウを導入する。民間企業のノウハウ、人的、経済的資源を使って埋め合わせる方法で、市場化テスト、PFI、指定管理者制度などがこれに含まれます。

次の手法として市民参加があります。お金がないなかで、住民が「公共」の一部を担う。

最近、市町村合併において自立する町村では、道普請や 田直しなどのように住民が参加して道路工事を行う取り組みが みられます。道普請や田直しなどは、かつて、さまざまな地域

公共ニーズとの政府の財政能力のギャッ プを埋める手法

- ビジネス手法の導入: 政策評価、地方独立行政法人、指定管理者制度、市場化テスト、PFIなど
- 住民参加:市民参加の公共事業(道路整備、 田直し事業など)
- NPO:市民団体などによる行政サービスの 補完(志木市の行政パートナー制度など)

で共同体単位で行われていたもので、手法としてはめずらしくはありませんでした。むしろ、行政が大きくなる中で公共事業にとって変わられていたわけで改めてそこに立ち戻ったということがいえます。

三番目として市民参加に近いものですが、NPOのような非営利団体が行政の一端を担う手法です。このケースとしては後に述べます志木市の行政パートナー制度などがあげられます。

以上のようにいわば政府の失敗という状況で新しい登場人物(主体)、財源、さまざまな制度を活用しながら国地方では 埋めることができない公共ニーズを補完していこうというのが市場化テストをはじめとするさまざまなアウトソーシングの背景 になっています。

指定管理者制度

まず、指定管理者制度についてみてみましょう。 法律は、2003年6月に地方自治法が改正されて 9月から導入されました。

従来、地方自治法では、公民館、公立病院、公立保育所などの公の施設の管理運営は自治体の直営、自治体が出資する公社等あるいは自治会などの公共的団体への委託などに限定されていました。そのためこのような公共サービスに企業やNPOなどの民間事業者が参入することができませんでした。

指定管理者制度が導入されることによって、今まで参入できなかった企業やNPOなどが公共的団

体などと対等な立場で、公共の施設を管理運営できるようになりました。

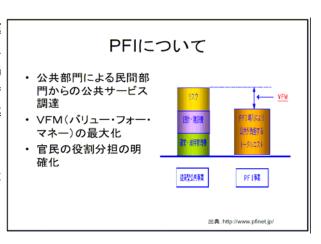
しかも、これまではあくまで業務委託で、管理権限までは委譲されませんでしたが、指定管理者により、施設の使用許可などの一定の管理権限も自治体が任意で委譲できるようになりました。

こうした制度の導入のメリットは、一般的に民間事業者の経営ノウハウを導入することによるサービスの質の向上やコスト 削減につながるといわれています。

PFIについて

次にPFIについてですが、これは公共施設の建設や管理運営に、民間の資金や経営ノウハウを活用する手法です。図に示されるように自治体が直接実施する従来型の公共事業の場合とPFI方式の場合を、バリュー・フォー・マネーという方法で比較し、PFI方式が有利な場合にこれを採用する考え方が基本です。

PFIは1999年9月に成立したPFI法に基づき推進されており、 病院、福祉施設、保育所をはじめ、学校給食関連では給食センターの建設、施設運営においてPFIが採用されています。



次の図でPFIの仕組みをみると、中心に公共施設の建設や運営を行う事業体としてのPFI事業会社があります。この会社には、金融機関、建設会社、管理委託会社などのさまざまな利害関係者が参加します。国、自治体は、この事業体に一定の事業を委託し、そこからサービスを購入するということで、直接的な公共的なサービスの提供を代替するということになります。

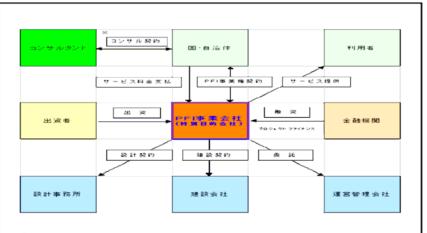
PFIによる運営方式には図にあるように、独立採算型、サービス提供型、官民協調型の3つの分類ができます。 独立採算型は、最終的な権限だけを自治体が持ち、サービス提供は、もっぱらPFI事業者にまかせるもので、有料の橋や博物館などがあります。

サービス提供型は、事業会社に事業の運営やサービスの提供者としての役割を持たせ、そのサービスを自治体が購入するケースで、庁舎の運営、図書館、福祉施設の運営などがこれにあたります。

官民協調型は、完全に自治体が関係を切るのではなく、自治体も民間事業者も事業に参加するというやりかたです。

いずれにしても、民間事業者やその他の団体の資金や施設運営ノウハウなどを利用して、今まで独自に直営でやってきた公共サービスを転換しようというしくみです。

1999年9月のいわゆるPFI法の施行にともない、各自治体において本格的な導入が進んでおり、公立病院、教育施設、市庁舎建設などさまざまな施設において活用されています。



- ①独立採算型(有料橋、博物館等)
- ②サービス提供型(庁舎、図書館、福祉施設、廃棄物処理施設等)
- ③官民協調型(都市再開発、鉄道事業、駐輪場等)

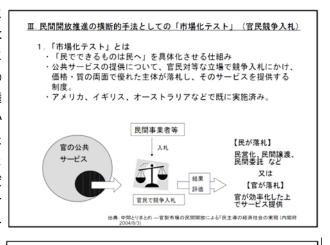
出典:http://www.pfinet.jp/

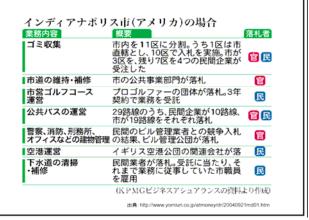
市場化テスト

さて、今回の主題である市場化テストについてですが、この手法もPFIなどと同じく輸入物です。1980年代、先進国はオイルショック後の長期経済不況で財政赤字が深刻化し、これまでの財政拡大路線を見直さざるを得なくなりました。そうしたなかアメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権などは、これまでのお金がかかる大きな政府から、できるかぎり歳出を押さえ公共サービスにおける民間活力を利用した小さな政府を目指す、抜本的な政策転換を図りました。ちょうど日本においても中曽根行革のもとで国鉄の民営化などが断行された時期です。この小さな政府を目指す手法として両国をはじめオーストラリアなどで採用されたのが市場化テストです。

日本では2004年12月に提出された内閣府の規制改革・ 民間開放推進会議の答申に基づき、2005年度のモデル事 業が具体化され、2006年度より本格導入が予定されていま す。

市場化テストの考え方は、小泉改革における「民でできるものは民へ」を具体化させるもので、公共サービスの提供について官民等が対等な立場で競争入札し、価格と質の比較をして、すぐれた主体に対して事業をまかせるしくみです。客観的に価値を判断して、優位な方にゆだねることになるので、公共事業は官の役割という概念をとりはらい政府も一事業体として民間事業者と比較されることになります。





示されている表は、インターネットでみつけたアメリカインディアナポリス市の例ですが、私たちが政府による公共サービスだと思っているような分野について市場化テストを採用していることが分かります。

小泉構造改革の考え方

経済財政諮問会議では、毎年5月か6月にいわゆる「骨太方針」として国地方のさまざまな行財政や経済政策などの方針を打ち出しています。2004年の「骨太方針」では"「官から民へ」、「国から地方へ」"というスローガンのもとで市場化テストについて言及しています。

骨太方針の(2)には、「規制改革・民間開放の積極的推進」が明記されており、"官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」"を行うことが書かれています。そのほかにも"国及び地方公共団体の事務事業の民間への移管(民営化・民間譲渡・民間委託)を推進する"とあり、今まで「公」の部分、官が支えていたものを民へ委譲していくという方針が出されています。

また本文では、"地域の真の自立"とも書いています。この「自立」とは、国から地方への分権を進めるうえで、その当事者となる市町村が行財政の両面で自立することを意味していると解釈できます。特に財政力の弱い自治体などは現在進められている市町村合併を通じて財政基盤を強化するとともに、行政の効率化を図ることが求められ、その一環として市場化テストのような手法が位置づけられているという見方ができます。

このほか昨年末の2004年12月24日に出た「今後の行政改革の方針」では、国(政府)のスリム化をあらためて明記しています。そのなかで、"行政効率化の推進""規制改革の推進"があり、"社会保険・ハローワーク関連事業の市場化テストを試行"すると明記されています。

さらに、"地方分権の推進"と称して、地方の行革を精力的にすすめていき、"地方公務員についても給与・定員を適正化"すると明記しています。

このように小泉構造改革の流れのなかで市場化テストをみると、改革の基調となっている小さな政府への政府構造の転換という政策方向のなかに位置づけられます。

ところで市場化テストの現状ですが、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」の概要では、資料のように市場化テストの導入について明記されています。

答申では"市場化テストの本格的導入に向けた基本方針"となっており、2005年に試験的に導入し、2006年以降に本格的導入するという方針が示されています。

"市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討"するとなっており、その に国の事業について先行実施するとなっています。現段階で、市

I 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」 (官民競争入札制度)

▽「市場化テスト」に関するガイドライン

- 市場化テストの内容及び意義
 ・官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を 具体化する仕組み。
- 2. 市場化テストの本格的導入に向けた基本方針
 - ・市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、 法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備
 - ①国の事業についての先行実施 (併せて、先進自治体が自発的に市場化
 - テストを実施できるよう必要に応じ検討・環境を整備。) ②民間提案を幅広く受け付け、政府において対象事業を決定
 - (3)法的枠組みを含めた制度の検討(官民競争を前提とした入札制度、 間濃する規制改革等)
 - ④民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報の開示
 - ⑤競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備 (中立的な)
 - ⑤公務員の処遇等(民間が落札した場合の公務員の処遇に関わる仕組みの 株材・整備)

場化テストは国が行う事業を対象としておりただちに学校給食問題に波及するわけではありません。

ただし、かっこ書きで"併せて、先進自治体が自発的に市場化テストを実施できるよう必要に応じ検討・環境を整備"となっており、つまり、国が先行実施するが、地方にも適用していくという方向が示されています。

2005年度のモデル事業として3事業が決定しています。

ひとつは、ハローワークに関する事務です。特定の事業所に限定して行われます。

2つめは、社会保険庁の事業で、国民年金保険料の収納事業などの事務です。

社会保険庁は、昨年ずいぶんマスコミに叩かれましたが、市場化テストに向けたスケープゴート、一種の犠牲者になったのかも知れません。いままで閉鎖的であったこの分野について、民間事業者との競争入札を行います。

3つめは刑務所の事務の一部、補助事務について適用します。

現行ではとりあえず試験的に3つですが、そのほかにも教育や福祉関係をはじめ29分野で適用する案がだされています。

6 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

- ・介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担
- ・社会福祉法人と民間企業等の競争条件の同一化(施設整備費補助の見直し) など

7 幼稚園・保育所の一元化

・「総合施設」(就学前の教育・保育を一体として行う施設)の施設整備等の各種要件の整備、既存及び新設の施設が、 当該地域のニーズに応じてスムーズに「総合施設」となれる仕組みの構築

8 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

・教育バウチャー制度について、今後十分な研究・検討を実施。

9 学校に関する「公設民営方式」の解禁

- ・「公私協力学校法人」(学校法人、株式会社、NPO法人等と地方公共団体が共同して設立する学校法人)による「公設民営学校」について、各種の留意点を指摘。
- ・株式会社・NPO等に対して契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については引き続き検討。 (規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申の概要 3.主要官製市場等の改革の推進より 福祉・教育関係分野)

先ほど申し上げたように、国において本格導入となれば、地方にも順次市場化テストが適用されることが予想されます。 その際にはあらゆる公共サービスが議論の俎上に上ってくるでしょう。

ただし、本格導入にあたっては、依然として各省の抵抗や小泉総理の任期問題などがあり、予定通り実現するかどうか不確定要素があります。したがって地方への導入も国の動向次第ですが、いずれにしても官が公共サービスの供給を独占してきた時代が大きく転換しつつあることは確かでしょう。

簡単に市場化テストについて話をしました。市場化テストの仕組みはいかなるものなのか。あるいは地方に導入された場合にどのような影響があるかといったことは言うまでなく大きな関心事ですが、それ以上に重要なことはこれまで自治体や地方公務員が担うものとされてきた「公共」の領域を改めて問い直すことを、市場化テストは問いかけている。したがって、本日の学校給食問題に引きつければ、そもそも「学校給食とは何だろう」という学校給食の本質が問われているのではないかと思います。

学校給食問題の根底にあるもの

これまで私たちは「公共サービス」は、官がやるという固定観念をもっていました。ところが、現在、「公共」に対する住民のニーズが広がり、また、これを支える資金や担い手が多様化しています。現実がこのように展開するなかで、今や「官」=「公共」の方程式自体があいまいになってきました。そもそも、「公共」と「官」はイコールではなかったのです。龍谷大学の富野先生が指摘するように「公共」とは、「私」の領域では実現し得ない部分を社会が実現していくものであり、「公共」=「官」ではなく、「公」と「共」は分離してとらえ直す必要があります。

学校給食問題の根底にあるもの

- 公共性空間の広がりと官のゆらぎー「公共」 の独占から「公」と「共」の分離へ
- 「共」のなかの自分探し一自治体像、自治体 職員像を改めて位置づける
- ・ 羅針盤は住民
- 住民に支持されるのか。それとも・・・

「公」とは、一定の権限をもって、ガバナンス、治めるということ、その地域を運営していく権限です。

さらに誰が担っていくかというと、行政、住民など地域のさまざまな担い手があり、それぞれの連携が「共」だということができます。

この「公」と「共」がこれまでは一緒にとらえられ「官」がやるものだと私たちはとらえていたわけですがこの前提自体がゆらいでいます。このことは学校給食問題も含めた、「公共」に対するこれまでの常識に突きつけられた課題です。

では自治体職員としてどのように受け止めればよいのでしょうか。「公」の主体が多様化していくのは事実であり、現実にとめどもなく広がっています。そのなかで、「共」の主体は、自治体(職員)だけでなく、市民であり民間事業者でもあります。それぞれの主体が連携して地域を支えるという社会のしくみになるということを冷静に受け止める必要があると思います。

その「共」のなかで自治体職員のみなさんが、自らの立場、役割、価値をどう見いだすかというのが、今考えていかなければならない課題だと思います。

自治体の中での「公共」とは何か。また、その公共について自治体職員の姿がどうあるべきか、役割は何であるのかを考え、それぞれがあらためて自らを位置づける必要があります。

その際、誰のための役割なのかあるいは必要性かということを改めて問い直してみればいうまでものなくそれは地域の住民です。私たちの地域における豊かな暮らし、社会的な生活、社会経済を豊かにするために、さまざまな公共サービスが提供され、そのために「共」を充実させていく必要があります。自治体、自治体職員に住民が何を求めているか、それに対して、自治体、自治体職員がどう答えられるのかを問うことが、自治体像、自治体職員を位置づける羅針盤になります。

この市場化テストを含めた民営化の問題について、組合運動をしていく際に、一番大切なのは、住民に支持されるかどうかです。自治体、自治体職員の存在が支持されるかどうかが不可欠な条件です。

地方公務員の雇用環境を例に挙げるならば、この長期不況下において民間企業では大幅なリストラや給与カットが進められているなかで、現在の公務員は住民からみてどのように映るでしょうか。おそらく、公務員の身分は保障され給与が安定的で水準が高く見えていることでしょう。もし、そうであるならば自治体職員の身分を含めて住民にとって決していい気分はしません。こうした状況で自治体職員が従来通りの活動しかしていないと住民に印象を持たれるならば、公務員の存在はなかなか支持されないでしょう。自治体職員の日頃の活動が住民に理解され、支持されることが、民営化の中でもっとも重視すべき要件だと思います。この要件を満たさない限り民営化もいいではないかという話が逆に住民から要求されることになりかねません。

羅針盤は住民であると申し上げましたが、学校給食では保護者であり、子供たちということになります。子どもたちにとっての食生活の重要性を打ち出しながら、子供たちのためになる食事をつくっていくことが、住民にとってのニーズに応えることだといえるでしょう。

財政的理由に負けないために

最後に地方自治体が財政難を理由に、民間委託や民営化が 進むなかで私たちがどのように対処すればよいのか。 いくつかの ポイントを述べておきたいと思います。

まず、民営化路線、行政サービスのアウトソーシングの流れに 対処する場合戦略と戦術は区別して考えるべきです。戦略とは、 計画および目標、目的です。目的を達成するために何を行うかと いう実行の部分が戦術です。これが意外と混乱しています。

民営化といったときに、民営化反対、職員身分の保障というスローガンを掲げます。しかしこれはあくまで戦術なのであって、戦略ではありません。戦略とは、学校給食や公共サービスの充実・確

保といった具体的な実践であり、これがあって初めて戦術が生きてきます。

財政的理由に負けないために

- アウトソーシングに対する戦略と戦術を区別する(反対という戦略と実際の戦術)
- 「公共」のブランドを大切に
- 住民の学校給食に対するニーズを知るためには?
- 情報戦略の重要性(有効性のある住民への情報提供)
- アウトソーシングに対抗できる「売り」を(「食」に対する社会的関心の高まりは追い風)
- その他・・・

それぞれの立場で運動の方法は違うと思います。たとえば、指定管理者制度や市場化テスト反対ということを叫んで当局と交渉しても、これは戦術を掲げているのに過ぎません。その、目標を達成するための行動をどの程度展開しているか、また、目標が十分達成されない場合、次にどのような策を講じるかといった戦略が不可欠なのです。単なるスローガンだけでは、もしこれが否定されたとき次には何も残りません。私は、これを玉砕戦法だと思います。その先を見据えた戦術と戦略を備えずにただ反対を唱えれば自滅に追い込まれるでしょう。

繰り返すようですが、まず、目標となる戦略と、それを達成するための具体的な戦術を冷静に区別し、現場で取り組むことが必要です。みなさんは専門ですからすでにやってらっしゃると思いますが。

具体的な公共サービスを提供する際に重要なのは、公共のブランドを大切にすることだと思います。市場化テストやアウトソーシングがすすんでいると言いながらも、まだ住民は官に対する信頼がある。民間よりは信頼できるという潜在的な意識が住民のかたには残っています。その点では学校給食についても、公共のブランドがあると思います。このブランドを大

切にする。住民の公共に対する信頼度を大切にし、重要性を訴えていくことが必要だと思います。

次に、先ほど申し上げた住民の支持を得るための公共ニーズを知ることについて、すなわち学校給食に対する住民のニーズを知らなければならないということについてです。みなさんは現場でやっておられ、分かっていると思いますが、子どもや保護者の、学校給食に対するニーズをさまざまな情報ルートを通じて掘り起こす必要があります。

一般的なアンケートはよくやられていますが、学校給食の試食会や懇談会など、住民との直接的なコミュニケーションを基本とする地域密着形のニーズ把握が必要です。住民と直接接することはニーズ把握と同時にサービス(学校給食)の品質を地域に発信するきっかけともなります。つまり、現場に身近なところで、子どもや保護者とコミュニケーションをとることは利用者のニーズを知るとともに、自分たちの仕事を知ってもらう大切な機会なのです。

これは意外とやられていないのではないでしょうか。よく自治体担当者の口から「窓口はある、施設はつくるけれど、住民が来ない。関心がないのかな」といった話を聞きます。しかし、単に構えるのではないくもう一歩近づいていかなれば住民のニーズを知ることはできません。

コミュニケーションをとるために情報戦略が重要になります。自治体が企画した政策があり、広報に載せます。それに反応がないため、関心がないと判断する政策担当者がいます。しかし、そもそも、住民が日頃どこに関心があり、何をみているかというと、広報ばかりではないですね。インターネットや地域情報紙などさまざまなルートが存在しています。

ある自治体の商工課の人に話を聞いたら、自治体の中小向けの資金貸し付けについて広報に載せてもほとんど申込がなかったということです。ところがある企業に聞いたらそうした制度自体知らなかったそうです。もしかしたら、自治体側がお金を使いたくないのもあるのかも知れませんが、有益な情報をどのような方法で適切に流すか、住民が知りたい情報をどう伝えるかということも戦略、戦術を展開するうえでの検討課題となります。

学校給食の重要性を地域に広めていくためには、従来の広報などだけでなく、商店街や自治会などとコミュニケーションとりながら地域で情報を流していくことが大切です。特に最近では、口コミが非常に注目されています。口コミは、これだけ情報が多様化するなかで、いろんな商品を選ぶ際の軸になっています。しばしば、地域には情報通の住民がいて、そうした人々が評価する商品・サービスや企画などは、その地域に一気に広まる傾向があり、こうした評判がさらに全国的に波及しテクケースがあります。

学校給食の場合利用者の対象がはっきりしていますので、そういう人たちのなかから情報通、評価軸になっている人を見いだして、積極的にコミュニケーションを図っていくことも有効な方法だと思います。

それから、学校給食における公共ゆえの「売り」を明確にしていく必要があります。私は学校給食という問題にとって今はいい時期だと考えています。なぜなら食に対する社会的な関心が非常に高くなっているからです。テレビでも、ちょっと食品や健康のことを放映すると大きな反響を呼び、早速商品が売れます。食に対する関心は最近のファストフードに対するスローフードのブームにもみられます。ただ食べればいいのではなく、家族や仲間と会話をしながらゆとりをもって食べる食事の環境が重視され、しかも、その食事自体も、既製のものではなく、素材も低農薬やオーガニックのものなどが求められています。スローフードは、発祥がイタリアで、1980年代に食文化として流行しました。日本も今スローフードが重視され、食の関心が高まっています。

こうした食に対する社会的関心の高まりは、教育現場でもみられます。実は私のいとこが先日都立の高校受験で小論文試験をしたのですが、その時の課題は「食」でして、「個食」「ファストフード」などがキーワードとなったそうです。このように、学校教育の場においても食に対する関心はますます高くなっていることがうかがえます。

学校給食は、食材、栄養価値、バランスなど、いろんな知見が集約された分野であり、関係者の方々が知識と経験をもって、質の高い食事を追求していると思います。アウトソーシングの流れに対応する「売り」を、食に対する社会的関心を追い風にして、職場において改めて見いだしていくことが必要だと思います。

市場化テストについて概略にとどめたのは、この制度だけを掘り下げてもそれほどの意義がないからです。むしろ、その背景にある財政的な状況や、「公共」が拡大し、役割や領域が広がる中で、自治体や職員におかれている状況を知り、「公共」とは何か、「公務労働」とは何かを、地域でふりかえること、そのときの基軸は住民にとってのニーズであり、その中でできることは何かを考え、そこから、実践をともないつつアウトソーシングの流れに対して当局と交渉していくことがいま皆さんに求められていることだと思います。

栄養教諭制度について

本條正己さん(日教組栄養職員部長)

日教組としてのとりくみ

日教組は、栄養職員部を1989年2月に設置し、まず、職務内容調査を行いました。北海道から沖縄まで学校栄養職員の仕事の中身はさまざまだということがわかりました。子どもたち、学校給食の確立をめざすために、職務内容の調査結果を基にして標準化の論議を身分制度検討委員会で行ってきました。これが後の栄養教諭推進委員会になります。

日教組栄養職員部として、91年7月に、栄養教諭の方針を決定しました。

栄養教諭について職場討議資料を3回発行しました。1993年8月27日「子どもの未来のために食教育の充実を」というテーマで日教組の全組合員に発行しました。続いて、1997年6月30日、1999年1月12日に発行しています。

日教組の臨時大会で栄養教諭化の方針を決定したのが98年3月です。食教育の充実を図るため学校栄養職員に変えて栄養教諭を新設する。このときに3つの柱を立てています。ひとつは、栄養教諭は学校教育法に位置づける教育職二級の教員である。ふたつめは、定数法に栄養教諭として位置づける専門職であること。みっつめは、現職の学校栄養職員を全員移行させる。これを柱として運動展開を行ってきました。

日教組としてのとりくみ

- ●栄養職員部の設置('89.2)
- ●職務内容調査('90.8)
- ●身分制度検討委員会設置 ('91.2)
 - *後の栄養教諭推進委員会
- ●総会で栄養教諭の方針決定 ('91.7)
- ●職場討議資料の発行
- ●日教組臨時大会で栄養教諭 化の方針決定('98.3)
- ●全組合員への署名活動('99)
- ●中央行動('01~)
- ●栄養教諭制度の創設('04.5)

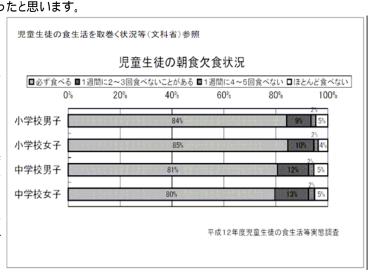
社会の 要請

全組合員の署名活動を99年に、中央行動を2001年から毎年行ってきて、2004年5月に栄養教諭制度の創設が行われました。

これはひとつは日教組が中心となって運動をすすめてきたということもありますが、大きくは、社会の要請、栄養教諭の 設置が社会的にも望まれていることが要因としてあったと思います。

児童生徒の朝食欠食状況

文部科学省が出している児童生徒の食生活を取り巻く状況です。小学校男子、女子、中学校男子、女子で、必ず食べるのが小学校も中学校も8割ぐらいで、約2割弱が朝食を食べてこないことがある実態があります。これは全国調査ですが、1月に北海道で日教組の教研があり、環境・公害・食教育の分科会でレポート報告をされた地域におきましてもこのくらいあり、私が勤務する学校でもこれぐらいの子どもたちが毎日は朝食を食べていないということが明らかになっています。



2月22日の毎日新聞に出ていたもので、和歌 山県教委が生活習慣と学力の関係を調査したも ので、「朝食を食べる子どもは食べない子より正 答率が16ポイントも高い」ということです。和歌山 の小学校4年生と中学校1年生の約2160人を対 象にしたアンケートを行い、結果的に、小学生で 朝食を食べる子どもの4教科平均の正答率は73. 5%で、食べない子が57.6%でした。中学生では 食べる子どもが62.7%、食べない子どもが57.1% でした。

このような調査は、大学、調査機関等でも行わ れ、朝食の喫食と学力のつながりはあるのではな いかということです。朝食の重要性を伝えなけれ ばならないと思っています。

和歌山県教委: 生活習慣と学力の関係は...(毎日新聞2005年2月22日)

朝食を食べる子どもは食べない子より 答率が16ポイントも高い

- 学カテストは昨年度から県内の小学4年~中学3年の計約6万人を対象に実施しており、小学4教科、中学5教科。生活習慣アンケートは小4と中1のそれぞれ約1割を対象に抽出した。
- 朝食は、小4は「毎日食べる」が86.7%で、「食べない」が0.8%。4教科平均の正答率は「食べる子」が73.5%、「食べない子」が57.6%だった。中1では「毎日食べる」は85.7%で「食べない」は1.4%。正答率は「食べる子」が62.7%(食べない子)が57.1%だった。
- また小4で、学校へ行く前に持ち物を確認する子の正答率は、しない子より11.6ポイント、家の手伝いをする子はしない子より8.5ポイント高かった。家族との会話でも「よくする子」が「あまりしない子」より、小4で12.1ポイント、中1で5.6ポイント正答率が高かった。

1年生の保護者説明会

「この2人の違いは?」ということで、新1年生の保護者説明会のときに 私が学校でやっていることです。右の人の色が青く、左の人が赤い色 をしています。これは、サーモグラフィーで体温を示しており、温度が 高ければ赤、低ければ青で、朝食を食べた直後に計ったものです。

注目すべきは頭の部分で、脳の部分が食べた方は赤い色、食べて いない方は青いままです。子どもたちに置き換えると、この状態で学 校に来ることになります。そして1時間目から勉強しても、勉強できる かどうか。大人でもこの状態で出勤出社してどうなのでしょう?

今、中山文部科学大臣も学力のことを言っていますが、このあたり

のことを抜きにして「ゆとりがゆるみ」などばかり強調されています。実際に大切な生活に関わる部分はまだ残されていま す。このあたりをわれわれが発信していかなければならないと思っています。

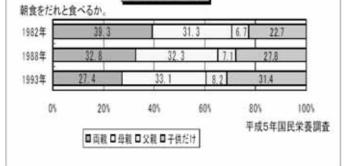
私が一番学校現場で怖いと思っているのは低体温です。35.4度の写真を出していますが、実際に36度行かない子ども たちがいます。保健室に「しんどい」という子どもの体温を測ってみたら、「熱っぽい」と言いながらも36度であるなどの実態 があります。原因としては、朝の体温が低い状態のまま1日を過ごしていくとだんだん体温が下がってくるということも言わ れています。

児童生徒の食生活を取巻く状況等(文科省)参照



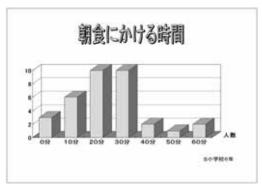
さらに、増加する孤食の問題があります。平成5年の 国民栄養調査で出された図ですが、両親と食べる子ど もが1982年の39.3%から1993年には27.4%、子どもだ けで食べるが82年の22.7%から93年の31.4%と明らか に孤食が増えています。社会的な状況もありますが、 変わってきているのが実態です。

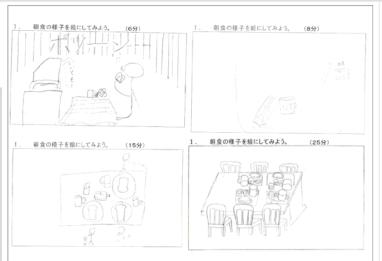




増加する孤食の子ど

朝食の風景





これが、私の勤務する小学校の1クラスの6年生で調べたデータです。0分は食べていない子どもです。10分、20分、30分と短い時間で朝食を済ませてきている子どもたちが多くいます。

NHKで朝食の風景を絵に描く番組があったと思いますが、私の学校でもやってみました。

6分で食べている子どもは、休日だと思いますが、ひとりで食べています。ただ、絵の中でテレビを見ながら「八八八」と楽しく食べています。昔は、子どもひとりだと「ポツン」というような言葉がついていましたが、今は、ひとりの方が「怒られない」「注意されない」「好きなものを食べられる」と、孤食を楽しむことも出ています。

8分の子どもは、妹とふたりで食べていました。チョコチップパンとココアです。

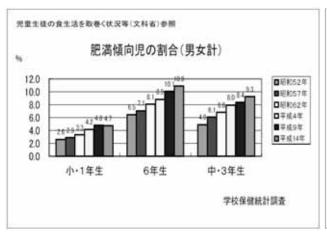
15分の子どもは、自分と妹とおばあちゃんの3人でパン食です。

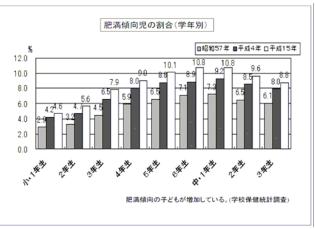
25分の子どもは、あるていどそろっている形です。

このように時間と中身が大きく影響してくることを感じます。

このような結果を受けて、私は6年生の家庭科の授業の「生活を見直そう」という単元で話をしてくると、子どもたちも体温の変化のことを、「そうや」と理解したり、どこから改善できるかということで、若干朝食を食べてくる率が上がったり、そうなると元気も出てきます。給食も、朝食べてこないとたくさん食べそうですが、反対にお腹がすきすぎて食べられない状況もあり、きっちり朝ごはんを食べてくる方が、給食の食べる量も多くなります。

増える肥満





このような社会状況の中でも、年々肥満傾向児は増えています。運動量が減ってきています。「家に帰って何をやっているの?」と聞けば「ゲームをやっている」、「友だちと集まって何をやっているの?」と聞けば「順番にゲームをやっている」

と答えます。それは一緒に遊んでいるのかと言えるのかとも思います。

学校の休み時間に外で遊んでいても、ころんだときに顔や鼻の怪我をします。手が出ないからです。危ないと手を出す ことができても、今度は手を骨折してしまったりします。

栄養教諭制度の概要

これらの背景を受けて栄養教諭制度が国会で通ったのだと思います。

学校教育法の一部改正で、「栄養教諭は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことになり、指導の部分が入りました。市町村立学校職員給与負担法の一部改正で、「栄養教諭の給与費は都道府県の負担」となりました。

教育職員免許法の一部改正で、栄養教諭免許状が新設され、学校給食法の一部改正や、教育公務員特例法の一部 改正で、教育公務員の身分取り扱いを栄養教諭に適用することになりました。

○認定講習で取得する単位数 所有免許状 取得する最長 授与任単位数分的 管理栄養士 教諭・養護教諭 2単位 日本 管理栄養士 10単位 10単位 栄養士 教諭・養護教諭 2単位 日本 栄養士 8単位 二種

〇栄養に係わる教育に関する科目 (2単位)

- 栄養教諭の役割及び職務内容に 関する事項
- 幼児・児童及び生徒の栄養に係る 課題に関する事項
- ・食生活に関する歴史的及び文化 的事項並びに食に関する指導の方 法に関する事項

〇教職に関する科目(6又は8単位)

- 教職の意義等
- 教育の基礎理論
- 教育課程
- 生徒指導及び教育相談に関する 科目
- 栄養教育実習 各<u>1単位以上</u>
 特別非常勤講題の実績がある場合は、教育実習を他の単位の取得で代替可。

学校栄養職員が栄養教諭に移行する際、認定講習を受けます。栄養教諭制度ができたから現職の学校栄養職員がそのまま移行することはありません。認定講習で単位を取得して栄養教諭の資格を得ます。

管理栄養士と教諭または養護教諭の資格をもっていれば、2単位で一種免許を得ます。

管理栄養士の資格だけならば、10単位で一種免許を得ます。

栄養士免許と教諭または養護教諭の資格をもっていれば、2単位で二種免許を得ます。

栄養士免許だけならば、8単位で二種免許を得ます。 ただし、いずれも3年間の経験が必要です。

必要な科目には、栄養に係わる教育に関する科目と、 教職に関する科目があります。

栄養に係わる教育に関する科目(2単位)は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児・児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項などです。

教職に関する科目(6または8単位)は、教職の意義、教

栄養教諭免許取得の必要単位数

区分	科目区分		要取得单位		間議科目
277			一種免許	二種免許	1 開講行日
常義に係わる教育に関する科目			2単位	2単位	☆栄養教諭論
	1	教職の意義等に関する 科目	1単位以上	1単位以上	教師論
~ 5の指定科目分野から選ぶ教職に関する科目	2	教育の基礎理論に関 する科目	1単位以上	1単位以上	教育原理 I
					教育原理11(教育課程を含む)
					発達と学習の心理学
	3	教育課程に関する科目	1単位以上	1単位以上	特別活動研究
					教育方法及び技術I
					教育方法及び技術Ⅱ
					道德教育研究
	4	生徒指導及び教育相 談に関する科目	1単位以上	1単位以上	生徒指導論
					教育相談
	5	栄養教育実習	1単位以上	1単位以上	☆栄養教育実習指導
					☆栄養教育実習
	사람		8単位	6単位	
	āt		10単位	8単位	

育の基礎理論、教育課程、生徒指導及び教育相談に関する科目、栄養教育実習で、各1単位以上です。ただし、特別非常勤講師の実績がある場合は、教育実習を他の単位の取得で代替可です。これは、教育職員免許法施行規則第72条に

基づいています。「非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目の単位を持って、これに替えることができる。」という条文があります。単位のとりかたで、「栄養教育実習」の単位を他に振り返ればよいということで、免除されるということはありません。

また、二種は一種を取得する義務があります。

★ 二種は一種を取得する義務

○上位免許状の取得(現職者の場合)

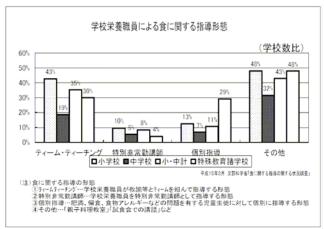
所有免許状
取得する最 授与
低単位数 免許

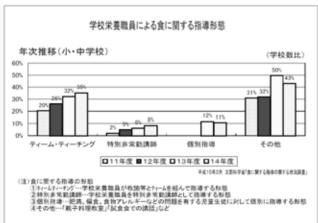
一種 15単位 専修

二種 40単位
二種+管理栄養士 8単位

学校栄養職員による食に関する指導形態

現在の学校栄養職員による食に関する指導をどのように行っているか学校種別にみると、ティーム・ティーチングが、小学校で43%、中学校で19%。特別非常勤講師が、小学校で10%、中学校で5%です。個別指導とは、肥満、偏食、食物アレルギー等の児童生徒への指導です。その他は、親子料理教室や試食会での講和などで、学校栄養職員が学校現場で指導を行っています。





それを年次推移でみると、平成11年から14年に書けて年々増えているのがおわかりいただけると思います。

栄養教諭の役割

これは文部科学省が出している、食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割です。給食の時間、学級活動、学校行事、総合的な学習の時間、家庭・地域、道徳、社会等、家庭、保健体育と、栄養教諭の関わりが可能であるということです。このすべてをするということではありません。このなかで何が今、その地域の子どもたちにとって必要な関わりかを基本とした職務内容の確立をすすめていかなければならないと思っています。

図の中心には、「食に関する指導の全体計画策定への参画」コーディネーター



的なところが言われています。「他の教職員との連携協力による食に関する領域や内容に関する指導」「他の教職員や家庭・地域との連携・調整」と、大きく3つの役割が出されています。

この3つをもう少し具体的に言えば、

「食に関する指導に係る全体的な計画策定に積極的に参画し、中核的な役割を果たす」

「児童生徒への個別的な相談指導のほか、教科、特別活動、給食の時間などにおいて、学級担任や教科担任と連携協力しつつ、栄養教諭がその専門性を活かした指導を実施」

「食に関する指導の充実のため、栄養教諭は、他の教職員や家庭・地域との連携・調整を行うなどの役割を期待」となっています。

栄養教諭制度導入に関わる調査

さまざまな地域で栄養教諭の話はされていますが、抽象的すぎる との指摘もあり、各自治体で詰めていくことが重要です。

栄養教諭制度導入に関わる調査を日教組栄養職員部で実施しました。

2月24日までに32道府県の回答が届き、25日の回答もありましたが、24日までの集計でお話しします。

実施に向けた話が進んでいる道府県が13あります。32のうちの13です。

2005年4月からの実施は、北海道、福井県、高知県です。それぞれの道県に電話をかけて聞きました。

栄養教諭制度導入に関わる 調査の実施

- 2月24日までに32道府県が回答
- 栄養教諭制度の実施に向けた話が進んでいる
 - →13道府県
- 05年4月からの実施は北海道、福井県、高知県
- 10府県については、検討中
- 認定講習実施に向けた話が進んでいる
- →26道府県
- ほとんどの地域で実施が考えられている

北海道

北海道新聞05年1月10日の記事では、【「食育」に本格着手、道教委が新年度 栄養教諭導入を検討 道教委は2005年度から、食の楽しさ、大切さを子どもに伝える「食育」に本格的に取り組む。発育と栄養の関係や食べ物について専門的な指導をする栄養教諭制度の導入を検討しているほか、「食に関するハンドブック」を学年に応じて3種類、計30万部作製し、道内の全小学生に配布する計画だ。

朝食抜きや孤食、偏食など食生活の乱れが目立つ中、子どもに正しい知識と食習慣を身に付けてもらう狙い。食育推進事業を05年度の重点施策と位置付け予算として約2700万円を見込む。

栄養教諭制度は文部科学省が05年度に創設する。導入するかどうかは都道府県が判断でき、道教委は05年度の導入を目指している。

栄養教諭は、一般教員らと同様に教員免許取得が必要で、給食の献立や衛生管理が中心の栄養職員と違い、授業で子どもに直接指導することができ、食育推進の核となる人材として期待される。人数や採用時期、業務内容については、今後各市町村教委などと協議し、詰めていく。

ハンドブックは、小学校の低・中・高学年用にそれぞれ、食品の栄養や農作物の生育などを分かりやすく紹介する。

また、食生活教育の実践を地域ごとに考える事業を3年計画で実施。初年度は支庁単位で、保護者、学校関係者、農水産生産者らによる実行委を発足させ、2年目以降の事業計画を立てる。学校給食の安全な食材などについて学ぶ研修会も4カ所で開催する。道教委スポーツ健康教育課は「地域に根ざした食育を、地域で考えるきっかけにしてほしい」と話している」となっています。

北海道教組の話としては、北海道の話として大きな部分は出ていますが、あとは市町村の裁量に任されているということです。文部科学省的には、各都道府県の裁量ですとなっています。北海道では、「市町村で中身については考えてください」ということになっています。

今、都道府県の議会が行われており、今後決まっていくのではないかと思います。

具体的に栄養教諭の配置が見込まれているかというと、示されていません。栄養教諭になったときの賃金もシミュレーションができていないという回答です。

北海道から市町村ということになりますので、地域間のばらつきがないように注意しなければならないと思います。 認定講習についても、7月から200名規模で考えられているとの回答です。

福井県

朝日新聞に記事が掲載されていました。【小中学校に栄養教諭県、新年度から食教育を推進 県は、食生活の大切さを伝える「食育教育」を推進するため、新年度から県内の小中学校に「栄養教諭」を配置することを検討している。食や農

の体験を重視した授業をしたり、学校外の地域活動などにも講師として参加してもらったりする計画だ。

栄養教諭は昨年5月の学校教育法の改正で、05年度から配置が可能になった。県政策推進課によると、配置は都道府県の裁量で、自己負担も必要なため、これまでに採用を表明しているのは北海道と高知県だけだという。

同教諭になることができるのは、栄養士の資格を持っている人。食習慣が健康に及ぼす影響や食事の意味などをテーマにした授業を行うほか、学校給食の献立もつくる。また、肥満や過度の減量をしている子供たちの家庭へ指導に行き、 地域の集会などで相談に応じる予定だ。

県が全国にアピールしている、食文化を中心にした「健康長寿県」のイメージ浸透のために、県産農林水産物や伝承料理を利用した給食メニューの開発も担うという。初年度は10人前後を見込んでいる。

県はこのほかにも、食育教育の推進のために、地域や学校のためのマニュアル作成 育てる・つくる・食べるなどの一貫した体験事業をしている市町村や学校への助成 各種フォーラムの開催などを計画している。関連事業として新年度 予算には約4300万円を盛り込む予定だ。】

福井県では10名前後と具体的には配置人数が出ています。配置については市町村レベルでの配置となります。福井県に問い合わせするとこの10人ほどについては、昨年12月に行われた埼玉での2単位を取得し、すでに栄養教諭としての資格を持っている方ということです。

記事にもありますが、学校現場だけではなく、食育で、「元気いきいき福井をつくる食育推進事業」を立ち上げ、その中に、保育所、市町村保健センター等を核とした食育モデルの推進、学校を核とした食育モデルの推進に予算が立てられ、議会でも通っており、4月からの実施に向けて動いているようです。

高知県

高知県については、新聞記事が見あたらなかったため、上がっているアンケートのみになりますが、実施は4月からで、数名の栄養教諭を任命となっており、給与については、教育職3表の2級に位置づけることは明らかになっていますが、その後については検討中です。職務内容は教諭としての職務、食に関する指導、学校給食の管理が県教委との間で確認されています。認定講習については、04年の冬期休業、05年夏期休業に行い、冬の時点では18名、残り2単位取得が必要な方を対象に行われたということです。

他府県については、検討中ということで、06年からという話しの回答や、05年度中の回答もあり、大阪府も05年度中との回答をしています。

先の3道県は地教委からの話ですが、私のいる大阪府については、府教委がなかなか煮えきれず、今、われわれが子どもの実態を受けてすすめていかなければならないのではないかと組合の方で、府教委に早く動くべきだと話を持って行っています。また、議員と連携し、府議会で一定の進展がありました。当初は05年度中との話はなかったのですが、議員から「05年度中にも任用することは可能ではないか」との追求があり、「お示しの時期を念頭に置き任用できるよう努力します」という回答で、一定程度進んだということになっています。

認定講習の実施

認定講習の実施についてもアンケート調査を実施しました。32のうち26の道府県で話が進んでいるとの回答がありました。残りのところでも、「まだ」という回答もありましたが、「進むのでは」というニュアンスの回答で、「やらない」という回答はありませんでした。政府予算で「食に関する教育の充実」が04年度は3億7千万円だったのが、05年度4億3千万円に増えたこと、栄養教諭育成講習事業の約7千万円を文部科学省が予算化したので、各自治体が講習についてはすすめるための拍車がかかったと思います。

- '05年政府予算 04/12/24
- 食に関する教育の充実
 - '04年:3.7億円 → '05年:4.3億円
- 栄養教諭育成講習事業(新規)

約7千万円

食に関する指導参考資料の作成(新規)

約2千万円

学校を中心とした食育推進事業(拡充)

47地域 → 94地域 約1億円

Back

また、文部科学省では、食に関する指導参考資料の作成に約2千万円、学校を中心とした食育推進事業を47地域から94地域に拡大し約1億円と、予算をつけていますので、予算の裏付けがある部分は推進されると思っています。

幅広い運動を

幅の広い運動の展開が必要だと思います。日教組などどこかがやる運動だけでなく、地域、職員が連携し理解した中での運動が必要だと思っています。

子どものデータや話の中身を示させていただいたのは、われわれが学校栄養職員から栄養教諭をめざす理由は、ひとつには子どもたちの健康を守ることがベースになっています。法的に言えば、学校栄養職員は、子どもたちの前で指導をしてはいけないとなっています。しかし、われわれは給食管理だけでなく、実際に子どもを目の前にみて、子どもたちに話をしていかなければならない、保護者にも話をしなければならないという思いがあります。法的に保証されていないことであり、そのための後ろ盾として栄養教諭というものが必要だという運動です。単なる教員になれば給与が上がるということではなく、われわれが子どもたちに何を伝えるのか、保護者に何を伝えるのか、今、何が必要かという運動を行い、伝えなければならない。栄養職員だけでなく、給食調理員だけでなく、学校で働くすべての教職員の理解がなければならない運動だと思います。さらに、保護者、地域、議員への働きかけ、理解していただかなければ、運動が進まないと思います。

今、具体的に進んでいるのは3つの地域です。今後、話をしているのが10地域です。また、他にも今後出てくると思います。

地域事業がありますので、「こうすすめる」ということはできませんが、このような集約をする中で「どこが問題になっているのか」「どの部分で連携が必要か」を論議しながら、全国ですすんでいければいいと思っています。

子どもたちの笑顔が輝くために、すべての都道府県に栄養教諭制度を確立させようということで、話を終わりたいと思います。

学校給食ニュース 70号

発行:学校給食全国集会実行委員会編集:学校給食ニュース編集事務局会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15第2五月ビル2階 大地を守る会気付全国学校給食を考える会

お問い合せは...全国学校給食を考える会 電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590 学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局 東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276) 日本教職員組合・生活局 東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175) 日本消費者連盟 東京都目新宿区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765) 全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。 ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail maki@jca.apc.org

記入者名				団体名							
ご連絡先 (電話 · FAX · e - mail)											
ご住所(または、都道府県・市町村名)											
<u> </u>			/口 苯 土	7 O /H /) ***	_					
<u>私は、</u> ニュースに	<u>栄養士</u> ニ掲載する均	<u>調理員</u> 場合、名前は	保護者 掲載可	その他(掲載不可(匿名))です。 です。	_					